

機密保持に関する条項

(機密保持)

- 1.1 乙は、本契約に関して知り得た、甲または甲の顧客の販売上、技術上またはその他の業務上の有形(かかる有形情報の複製複写物も含む)および無形の機密情報(以下「機密情報」という)を本契約のもとで委託された業務(以下「委託業務」という)以外に使用してはならない。ただし、次に掲げるものはこの限りではない。
 - (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (2) 第三者に対する開示について事前に甲の書面による承諾を得たもの
 - (3) 乙への開示前に乙が既に保有していた情報
 - (4) 甲から開示された情報によらずして、独自に開発した情報
 - (5) 公知のものまたは甲から得た後、自己の責によらないで公知となったもの
 - (6) 国または地方公共団体の要請により開示した情報
 - 1.2 乙は、機密情報を使用する場合には、甲による機密情報の提供に先立ち、乙が定める情報管理方法を甲に書面により提示のうえ、甲の承認を得るものとし(甲の承認を得たものを、以下「情報管理方法」という。)、乙はこの情報管理方法に従って厳重に取扱い、甲の書面による事前の承諾なしに委託業務遂行上知る必要のある乙の役員及び従業員以外の第三者に公表し又は漏洩してはならない。
 - 1.3 乙は、機密情報に関する責任者として情報セキュリティ責任者(印)を定めます。また、情報セキュリティ責任者を変更する場合も同様とする。なお、情報セキュリティ責任者とは、情報管理方法を乙および再委託先に遵守させ、また、業務遂行上必要な範囲を逸脱して、機密情報を利用しないよう管理・監督する者をいう。
 - 1.4 甲は、乙および再委託先における機密情報の管理実施状況につき、乙および再委託先に対して事前の通知を行うことにより、合理的時間内に、合理的な方法により、乙および再委託先の施設内で審査することができるものとする。
 - 1.5 乙は、本契約終了後もしくは甲の要請があり次第、機密情報を甲へ返却しなければならない。なお、甲の了解を得て機密情報を破棄する場合は、散逸、投棄等がなされることのないよう厳重なる注意をもって破棄しなければならない。
 - 1.6 乙は、甲の顧客の個人情報もしくは通信の秘密等に関する情報を別途取り扱うときは、甲乙間に別途締結を行う義務がある事を遵守するものとします。
 - 1.7 本条第1項および2項は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

(第三者開示責任等)
 - 2.1 乙は、前条第2項により甲からの承諾を得て再委託先に機密情報を提示する場合は、再委託先に対して前条と同様の機密保持義務を負わせるものとする。また、再委託先がこれに違反した場合は、乙が本契約に違反したものとして、その責任を負わなければならない。
 - 2.2 乙は、乙または再委託先が前条に定める機密保持義務に違反した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。また、この場合、乙は直ちに必要な調査を行ない、甲に対して調査結果を報告しなければならない。
- (誓約書の遵守)
- 3.1 乙は、委託業務遂行にあたり乙の担当者(再委託先の社員も含む。以下、合わせて「担当者」という)が甲の施設で作業をする場合、または担当者がネットワークを介して甲または甲の顧客の機密情報を格納した情報設備を取り扱う場合、担当者に対し別途甲の指定する誓約書の内容を遵守させるものとする。

発注者(甲)

会社名 :
担当責任者 :

印

受注者(乙)

請負者 : 旧式.com舎
担当責任者 : 茶谷 剛史

印